

里山公園づくり推進委員会 会則

第1条（名 称） 本会は「里山公園づくり推進委員会」と称する。

第2条（事務局） 本会の事務局は、四日市市山田町1373-3
小山田地区市民センター内、小山田地区社協団体事務局におく。

第3条（目 的） 本会は、小山田地区に住民の憩いの場を確保するため、自然豊かな土地
を活用・整備して、里山公園をつくることを目的とする。

第4条（事 業） 当面の事業は、地区市民センター前広場および、周辺の竹林を伐採整備
して、住民相互の交流と憩いの広場とすること。

第5条（組 織） 平成22年9月に設立した、ボランティア組織「町づくりを楽しむ会」
を母体とし、新たに里山公園づくりを目的として推進委員会を設立する。

第6条（役 員） 会員の互選により、以下の役員を選任する。
会長 1名、副会長 1名、会計 1名、会計監査 1名

第7条（顧 問） 本会は顧問を置くことができる。

第8条（会 議） 本会は会長が随時召集する。
本会の決議は出席者の過半数をもって決定する。

第9条（会 計） 本会の経費は、助成金・補助金及びその他の収入でまかなう。
会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

附 則 この会則は、平成23年12月20日より施行する。